使用料・手数料等の見直しに関する基本方針（概要版）

1　使用料・手数料設定に関する基本的な考え方

① 受益者負担の原則

サービスの受益者が応分の費用を負担することを基本原則とします。

② 算定方法の明確化

原価（コスト）を明らかにし、統一的な算出方法を定めます。

③ 経費節減、サービス向上の取組

業務の効率化で経費を節減し、利用促進により稼働率と収入の向上を図ります。

④ 定期的・継続的な見直しの実施

原則として4年ごとに使用料・手数料全体の見直しを実施します。

※指定管理者制度導入施設は、指定更新時期に実施

2　使用料・手数料とは

① 使用料・手数料の定義

使用料： 行政財産の使用又は公の施設の利用の対価として、利用者から徴収する金銭（道路占用料・文化ホール使用料等）

手数料： 特定の人に対して行う事務に必要な費用を徴収する金銭（戸籍謄抄本や住民票の写し交付手数料等）

② 見直しの対象とする使用料・手数料

すべての使用料・手数料及びそれに準ずる雑入

3　受益者負担のあり方

使用料の受益者負担区分

負担割合	施設名等
0%	道路、公園、小中学校、図書館等
50%	公民館、文化ホール、市民体育館等
75%	テニスコート
100%	駐車場

性質別分類による受益者負担割合

		必需性		
		A（高）	B（中）	C（低）
市場性	Ⅰ（高）	50%	75%	100%
	Ⅱ（中）	25%	50%	75%
	Ⅲ（低）	0%	25%	50%

例えば道路や公園などは民間事業者が提供するサービスがなく、極めて公共性が高いため、必需性A、市場性Ⅲに該当し、受益者負担0％としています。

4　原価（コスト）及び使用料・手数料の算定

① 原価（コスト）算定 → ② 使用料・手数料算定 → ③ 現行料金との比較 → ④ 調整

① 維持管理経費、減価償却費 など。

② 受益者負担割合等を乗じる。

③ 乖離基準を超えるものを改定。

④ 激変緩和、近隣自治体・市場価格との均衡 など。

使用料・手数料の額	現行料金との乖離基準	激変緩和改定上限率
500円未満	50円	1.5倍
500円以上	10％	1.2倍